

社会福祉法人みゆき福祉会

評議員及び役員（理事・監事）の報酬等支払基準

（目的）

第1条 この基準は定款第 8 条及び第 21 条に基づき、評議員及び役員（理事・監事）に対する報酬の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては 報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

（報酬額の算定方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表第 1 に定める額とする。

2. 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第 2 に定める額とする。
3. 評議員に対する報酬の額は別表第 3 に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤役員に対する報酬等は、毎月 25 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たる場合はその直前の銀行営業日に繰り上げて支給する。

2. 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会・評議員会・入札立会等に参加した日の翌月 25 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たる場合はその直前の銀行営業日に繰り

上げて支給する。

3. 報酬等は、現金により本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第2条 役員・評議員が出張する場合は、別表4により、交通費・旅費（宿泊費等）を支給する。

2. 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(日割計算)

第3条 常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3. 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4. 第2項の規定にかかわらず、役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(報酬の基準)

第4条 評議員及び役員（理事・監事）の報酬は職務執行の対価に対して相当であるほか、社会福祉法人としての理念を踏まえ、その健全な運営を進めるために適正と認められる額の範囲内でなければならない。

(報酬の辞退)

第5条 報酬は辞退することが出来る。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は2019年6月27日より施行する。

同日付、旧評議員・役員報酬規程は失効し、本規定がそれに替わる。

2019年9月6日 条文追加

2021年9月1日 報酬改定

2022年7月1日 報酬改定

2024年4月1日 報酬改定

役員報酬規程

別表 1（常勤理事の報酬）		
役職名	年額	備考
理事長	12,000,000 円	月額 100 万円
執行理事	9,000,000 円	1 年未満の期間は月割計算

別表 2（非常勤役員の報酬）		
	月額	備考
理事長	450,000 円	月 4 回以上職務の日
	日額	備考
業務執行理事	15,000 円 30,000 円	1 日 4 時間未満の職務の日 1 日 4 時間以上の職務の日 年度総額の上限を 3,000,000 円とする。
監事監査及び期中監事監査への出席	20,000 円	
理事会評議員会への参加	5,000 円	
入札立会その他業務のための出勤	2,500 円	

別表 3（評議員の報酬）		
	日額	備考
評議員会へ出席	5,000 円	
入札立会その他業務のための出勤	2,500 円	

別表 4		
（理事・監事・評議員の交通費及び宿泊費）		
交通費	自家用車使用	1kmにつき、17 円
	公共交通機関	実費相当額
宿泊費	実費相当額（1 泊 15000 円以内）	